

広島県告示第百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年二月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

所在地	広島県東広島市西条町田口、同市西条町馬木及び同市西条町大沢地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	三升原（五〇八一―）	急傾斜地の崩壊	三升原（五〇八一―）	急傾斜地の崩壊
	上郷二（八五七七）	急傾斜地の崩壊	上郷二（八五七七）	急傾斜地の崩壊
	本郷（一四五九―二）	急傾斜地の崩壊	本郷（一四五九―二）	急傾斜地の崩壊
	長野一（八五八四―六）	急傾斜地の崩壊	長野一（八五八四―六）	急傾斜地の崩壊
	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	三升原（五〇八一―）	急傾斜地の崩壊	三升原（五〇八一―）	急傾斜地の崩壊
	上郷二（八五七七）	急傾斜地の崩壊	上郷二（八五七七）	急傾斜地の崩壊
	本郷（一四五九―二）	急傾斜地の崩壊	本郷（一四五九―二）	急傾斜地の崩壊
	長野一（八五八四―六）	急傾斜地の崩壊	長野一（八五八四―六）	急傾斜地の崩壊
	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。